平成２３年（フ）第３１号
三重県尾鷲市中村町８番18号
破産者　植野恵美子
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３３号
三重県尾鷲市中村町８番18号
破産者　若林　仁美
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３５号
三重県熊野市有馬町1417番地１、前住所三重県熊野市木本町610番地の６
破産者　伊藤　　一
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３７号
三重県尾鷲市三木里町280番地
破産者　上岡三喜也
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４０号
三重県熊野市井戸町747番地４
破産者　川上　英樹
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２１６号
千葉県八街市富山1314番地2880
破産者　沓内　典子
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２１１０号
東京都港区西新橋３丁目４番２号
破産者　株式会社Ｐ・Ｔ・Ｃ
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３９号
東京都足立区千住１丁目４番１号　東京芸術センター10Ｆ、旧本店所在地大阪府門真市垣内町12番32号
破産者　タイガー管理株式会社（旧商号トラステックスホールディングス株式会社）
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６７６号
東京都板橋区蓮根２丁目27―10―106
破産者　内山アナベルこと　ウチヤマ　アナベル　マルチネス
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９号
新潟県佐渡市両津夷194番地
破産者　有限会社長岡屋洋品店
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１０号
新潟県佐渡市両津夷194番地
破産者　吉田　襟子
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第５６６号
静岡県駿東郡長泉町下土狩830番地の31　グランシャリオ101
破産者　有限会社　サトー.アソシエーション.トータル．カンパニー
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
愛知県豊橋市前芝町字山内25番地２
破産者　有限会社ウイズミー
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９９５５号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1500号　大阪駅前第２ビル15階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１丁目２番２―200号大阪駅前第２ビル
破産者　株式会社エムネット
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７号
神戸市兵庫区荒田町３丁目60番11号
破産者　株式会社大柄製作所
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
新潟市北区新元島町3920番地45
破産者　有限会社丸井工業
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
静岡県駿東郡清水町久米田141番地の１
破産者　下山商事有限会社
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
京都府京丹後市峰山町長岡1677番地２
破産者　有限会社丹後自動車運転免許練習場
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１０３号
和歌山市桑山99番地の１
破産者　株式会社とがもり建設
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８２号
福岡市博多区博多駅南１丁目２番15号
破産者　エスピーエフ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県出水市本町19番46号
破産者　谷口　雅史
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市下金井町510番地、前住所栃木県宇都宮市中里町1920番地１
破産者　岡村　晃往
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係